

## 京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日時 平成21年5月21日(木)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

柏瀬武委員, 田中泰子委員, 十一元三委員, 山下徹朗委員, 浜田昭委員,  
藤原重美委員, 松井芳子委員, 吉田眞佐子委員, 原島肇委員, 西村則夫委員,  
野中百合子委員

(京都家庭裁判所職員)

正木裁判官, 下坂首席家庭裁判所調査官, 塩津家事首席書記官, 石川少年首席書記官,  
渡辺次席家庭裁判所調査官, 有岡家事訟廷管理官, 増田主任家庭裁判所調査官,  
五百木主任家庭裁判所調査官, 吉雄主任書記官, 長谷川事務局長, 秋田事務局次長,  
西村総務課長, 西総務課課長補佐, 濱口庶務係長

4 議事概要

(1) 京都家庭裁判所西村所長あいさつ

(2) 新委員及び同席職員の紹介等

(3) メインテーマ「親の紛争に巻き込まれた子の福祉と家庭裁判所の役割について」

ア 裁判官からの説明

(ア) 事件の種別と概況説明

(イ) 社会の変化と面接交渉事件

(ウ) 平成21年5月1日最高裁判決

(エ) 「親の紛争に巻き込まれた子の福祉」事件の解決の難しさ

イ 家裁調査官からの説明

(ア) 子の意向や監護状況調査のタイミング

(イ) 調査を機会に「子の福祉の視点」から親に考えてもらう

(ウ) 子どもの気持ち(意向)調査の難しさ

(エ) 「家庭問題情報センター」の調査結果の紹介

ウ 意見交換

(○は委員, ●は裁判所担当者をそれぞれ示す。)

● 御意見を伺うにあたり, 一つは離婚後の子の望ましい養育監護についてどのようなイ

メージをお持ちかという問いと、裁判所でも工夫はしているつもりだが、裁判所の工夫が子の福祉につながっていると思われるかという問いと、子の福祉の実現のために裁判所に期待することはあるかというような問いを立ててみたが、整然と区別のつくものでもないで、この仕分けにこだわらずに自由に御意見や御質問をいただけたらと思っている。

先ほど〇〇裁判官のほうから、かつては日本では親権者にならなかった子を育てないほうの親は遠くでそっと見守ったというふうに、非常に優しい言い方をしたが、厚生労働省が2003年秋に全国の母子家庭に対して調査した結果によると、元の夫から養育費の支払いを受けている母子家庭の割合は17.7パーセントで、逆に82.3パーセントの父親が養育費を支払っていないという実情だったようで、必ずしも離婚した父親のほうで遠くからそっと見守っているというよりは、離婚して親権者が母親になると、父親のほうは養育費も支払わず、途切れてしまったような実情もあったと思われる。

ところが、最近では少なくとも家庭裁判所に離婚調停を申し立てる母親側ではきちんと子の養育費を請求するし、裁判所側でも調停委員が、「父親の義務だから、子の権利だから、きちんと養育費を支払いなさい。基準としては双方の収入を基にして決めるとこれだけになりますよ。」と言って指導すると、父親のほうも、「そうやって養育費も支払うんだったら、やっぱり父親だから子供にも面接交渉を求めます。それも私の権利です。」という形で面接交渉の事件が増えてきている面もあるのではないかとと思われる。父親が「養育費をきちんと支払います。」という場合には、裁判所では月1回程度の面接交渉を認める方向で当事者にも勧めるし、もし合意に至らなかった場合も、その程度の面接交渉を認める審判をするというのが実情ではないかと思う。

それについて、〇〇委員が家事事件を扱う弁護士からのアンケートをとりまとめておられるので、それを本日、各委員にお配りさせていただいているが、この意見の中の5の3行目、「現在の家裁の運用は」については、「面接＝善で、ほぼ100%面接交流が認められているように感じますが、実際には面接が再加害の場になってしまったり、逆に面接をしなくなって、子が傷ついたりするケースはままあります。」という意見で、何でもかんでも面接交渉を認めるのはマイナスの場合もあるという意見である。6の意見は、「(裁判所は、) 父母の対立が激しいことを理由に、これ(面接交渉)を認めない決定がしばしば見られる。これは非常に問題であり、現在の家裁は事なかれ主義に流れており、真に子の福祉を考えているようには思えない。」というような意見が出ている。

7の意見は、むしろ離婚後、子の大事な事柄について、共同親権論というか、双方が親権を持つような形態で子の養育にかかわっていく方向に進んでいくべきだという考え方が随分詳しく述べられている。実際にもアメリカの幾つかの州、フランスやドイツでは共同監護、共同親権も認めるというような立法の動向があるのは事実のようである。

そういうことも踏まえて、何か御意見、御質問があれば、お伺いしたい。

- 一昨日も少し勉強させていただいたが、離婚された親というのにあまり巡り合わせないため、難しい問題だなという感想である。

一番最後の問題になるかと思うが、裁判所で、例えば調停や審判で月1回の面接でお互い了解した後のフォローアップがないと、単なる一遍の結論だけということになる。大事なものは、離婚後、子がうまく生活できるようにということなので、そのフォローアップをどういう形でやるのがよいのか、わからないが。

家裁調査官がずっと後までフォローアップするとなると、大変なコストがかかるだろうし、民間に委託する方法だとお金がかかるだろう。それをどうやってフォローアップしていくのがよいのか。単なる一遍の結論だけで、後は、当事者でうまくやっておきなさいということでは、なかなかうまく回っていかないのではないかと心配している。

- ○○委員がおっしゃることは裁判所のほうも考えることである。

ただ、一つ申し上げたいのは、家裁の制度上、審判を出した後のフォローアップの規定がなく、その規定がないものを現場で、「こうします。」とすることができない。むしろ立法の問題で、現実に動いている方が、例えば何かNPO法人でこうするとかしかならないのではないかという感じはする。家裁だからフォローアップすべきだというのは、司法機関として、このような固苦しい言い方をして本当に申し訳ないが、難しいところである。

ただ、試行的面接交渉ということで、調停審判に至るまでに何回か面接交渉をしていることが多い。家裁のプレイルームなどを利用して行うのは1回か2回ぐらいだが、そのほかに調停の間に、「当事者間でこういう方向でやっていただけないか。」ということで、現実に試行をしていただく中で、当事者が、「ああ、こうしなきゃいけない。」とか、「あの点が問題だ。」といったことを発見してくるというようなことがあって、いきなり裁判所が審判をして当事者が立ち往生されるというのは少ないのではないかと思っている。

- 面接交渉は、離婚の際に調停条項で決めるが、それでもその後、なかなか会わせてく

れないと、また新たに乙類の事件として申し立てがされれば、裁判所のほうでその趣旨に沿って、「何曜日、何時ごろ、どうする。」という形で審判をして、それでも会わせない場合には間接強制という、面接交渉をさせない場合一日幾らを支払えという形での強制執行の方法がある。

また、養育費の支払いを約束したのに支払わない場合には、金銭での強制執行が可能だ。〇〇委員が提出されたアンケートの意見の中にもあったと思うが、そういう最終的な強制執行ということではなくて、約束した面接交渉を裁判所の職員が立ち会って、円滑に行くように取り持ったりとか、調整をしたりという方法が望ましいのではないかという意見が幾つかあったと思うが、それは先ほど〇〇裁判官がお答えしたように、裁判所のヒューマンパワーとしては難しいし、裁判所の権限も超えてしまうということだと思う。

- 調停をしているときに、確かにこれで決めてしまっているのかということもあるが、たまたまうまくいった事件を紹介させていただくと、当初、子が2歳半ぐらいのときの離婚申し立てで、調停離婚が先に成立し、最終的に面接交渉が調停で合意できたときには子は4歳半になっていた。最終的な合意に達するまでには試行面接を2度行い、庁外で父親とその子とが会う機会が何回かあって、その間に子も成長し、父母ともに気持の整理がついてうまくいきそうだとするところまで裁判所で見届けた上で調停を成立させたという事件があった。

確かに〇〇委員がおっしゃったような調停が成立した後の心配というのがあって、家裁調査官からの報告にもあったけれども、片方の親に会ってきた子がその後どういう反応を示すか、どういう行動をとるかという問題がある。例えば夜泣きをしたり、子が悩んでいたりと、まだ小さいなりに心の問題が身体の症状に出るというようなときに、どこか相談するようなところがあればよいのではないかと思う。紛争になればまた新たに裁判所に相談に来られることになると思うけれども、裁判所からは既に離れているアフターケアの段階では、何かほかに相談機関のようなものを紹介できたらいいのではないか、例えば、大阪では家庭問題情報センターという、退職した家裁調査官が主になって運営している相談機関があると聞いているが、そういうところを紹介できたらいいのではないかといつも思っている。

私は、他の例えばDV事件などでは京都府が出している「女性のための相談機関」というペーパーを当事者に渡すことがあるが、面接交渉事件や子の監護に関する事件につ

いても、そういう一覧表のようなものを裁判所で作っていただけるのなら、調停成立後の問題を「ここにご相談に行かれたらどうですか。」というような形で紹介できるので、いいのではないかと考えている。

- 元の夫に面接交渉をさせるのに子と夫の2人だけで合わせるのは不安だとか、あるいは自分は元夫と会うのはもう死ぬほど嫌だとか考えるような場合に、面接交渉の援助をするセンターというのが幾つかあって、それは有料で、日当もかかるというようなことだが、そういうのは〇〇委員は御存じないか。

- 大阪のファミリー相談室で面会交流の援助をされている。1回1万円など費用がかかるので、経済的に余裕のある場合しか無理だが、元家庭裁判所調査官であり、子の福祉の面でとても援助していただいている。

ただ、家庭裁判所のように強制的な力があるわけではないので、軽く見てしまい、DV傾向のある方はむしろ怖いこともあるようだ。費用的な面でも、子の福祉のために、ぜひとも家庭裁判所の面会交流の援助センターのようなものができればよいと思う。

子にとっても離れて暮らす非監護親と会うことは通常は必要だと思うが、2人だけで会うのは、怖いと思っている場合がある。会わないと住居の付近まで来られても怖いから、ルールを決めて会ったほうがよいという場合もある。家庭裁判所が調停成立後も面会交流の援助での関与を何らかの形でしてもらえたら一番ありがたい。当事者が申し立てをすれば、家庭裁判所に関与してもらえるが、そういうエネルギーがある当事者でないと、あきらめてしまう。子がどう思っているかに関係なく、面接交渉もできず、養育費も払われないままになることがあるので、そういう援助センターができればと思う。

- あきらめてしまうというのは、多くの場合、父親のほうが。
- 裁判所の和解離婚や調停離婚で養育費の支払いと面接交渉を決めていても、子が嫌がっているからという理由で会わせてもらえないケースは結構ある。しかし、そこで履行勧告などを申し立てても、監護親から嫌がられているのに会いに行くと、子に何か影響があるのではないかと考えてあきらめてしまう人もいる。子に対して問題のある養育をされていないかと心配されているケースがある。

- 〇〇委員提出のアンケートでは、どっちかといえば共同監護までに拡大して、もっと面接交渉もせよという意見が比較的多いように思うが、実際の調停を見ていると、母親が、「養育費も要らないからそんなことはやめてください。」と言う人が非常に多い。それが、例えばアメリカでは、離婚後も夫婦で、週末は父親が自宅に連れてきて土日を

過ぎすとか、そういう非常に離婚後もさばさばしたというか、あっさりした関係で、スムーズに面接交渉なり共同監護なりができるのに比べて、日本の妻は離婚した夫は見るのも嫌ということが多い。日本では離婚に至るまでに妻が夫から暴力を受けたり、暴言に痛めつけられているため、とにかく激しい憎悪とか恐怖感が起こるからなのか、あるいは離婚ということ自体が触れられたくないことなのか、とにかく、少なくとも共同監護というようなことが当面日本で受け入れられる素地は少なくとも現実の調停を見ている限りでは、無いような感じはするが、どのように感じておられるか。

○ どのように非監護親が関与するかということは考えていくべき重要な問題だと思う。子からも、「あの時はお父さんには会いたくないと言ったけれども、それはお母さんのことを気遣って言っただけで、本当は会いたかった。」と大きくなってから言われたことがあるという関係者もいた。子の本心を聞くのは難しいことだと思う。

● ○○委員に以前に伺ったことがあると思うが、家庭裁判所はこういうパンフレットにもあるように、「両親が離婚しても子にとっては両方の親が自分のことを気遣ってくれているということで、親権者にならなかった親との接触も保ち続けて、そういう愛情も感じながら大きくなっていくことは子のために大変大事なことなんですよ。」と説明している。ですから、「親権者となったお母さんもそれを邪魔しないようにやっていきましょう。」というスタンスでいろいろなパンフレットを作ったり、調停委員を通じて説得もしていると思う。しかしそれは、いろいろな場合もあると思う。父親が暴力を振るうとか、あのときもアル中の例を出されたかと思うが、余り一律にというのではなく、本当に子に与える影響という面では場合によると考えてよいか。

○ 今、話を伺っていて、子の福祉を第一に考える場合、結局、一般論が適用できるケースかそうでないのかという見立てが、子と両親にとって大事になってくると思う。

逆に質問をさせていただきたいが、もし統計的な数値がわかっているならば、例えば調停にかかるケースというのは、我々精神医学ではソシオエコノミックステータスと言うが、いわゆる経済社会クラスで言うとどのあたりの方が多いというのがあるのかということと、もう一つは明らかにアルコール依存であるとか、親の精神疾患とか、精神医学的問題が背景にあるケースというのがどれぐらいの割合であるのかというのがわかれば、教えていただきたい。

● 統計的なデータはとっていないが、申し立て自体も数千円でできるという形になっており、最近では生活保護を受けておられる方も結構おられるという印象を持っている。

精神疾患について、統計はとっていないが、申し立てのときに、うつ病とか、統合失調症、あるいはPTSD（心的外傷症候群）と書いておられる方は、以前に比べれば増えている印象である。以前はそういった病名を書くこと自体にためらいがあったが、今はうつ病等も社会的に認知されてきたという事情もあるのではないか。

- もう一点だけ、私は、別の家裁の医務室技官をやっていたときに、すぐくもめた事案で関与したが、それは我々から見ると父親側がちょっと人格障害系の問題行動があつて、それはもちろん本人は申告していない。それで、余りにもストーカーまがいのことをするので、調査の途中で気付かれたというケースで、そこが配慮された。

それと、最近、私たちの児童精神医学で非常にトピックスになっているのが、親のどちらかに発達障害の方が多く、最初、ぱっと見は物すごく几帳面な父親と、ちょっとわがママを言う妻という構図に見えていたのが、実際にその内幕がわかってくると、それは、耐えられない女性の心理のほうが普通であるというのものもある。やはり養育能力から言っても母親のほうがはるかに真っ当であろうというふうな、結論ががらっと変わることがあったので、ときには精神医学的評価を見ることで、かなり解釈の角度が変わってくる事案も多いのではないかと想像している。

- 調停事件の傾向として、夫婦のどちらかがうつ病という事件の数は増えてはきていると思う。それは、昔もうつ病だったかもしれないが、余りそういう病気のことは言いたがらず、そもそも病院にも行かないから、そういった診断も受けなかったもので、実は今から思えばうつ病だったという人もいるのかもしれない。今は少なくともうつ病に関する限りはそのことを隠さなければいけないという風潮もないので、当事者も、「うつ病で大変苦しんでいます。」、「子のことを考えてうつ病になりました。」、「夫ともめている間にうつ病になりました。」と言う当事者はかなり目立つ。

それで、うつ病だから親権者としてよくないのかという判断は難しく、離婚訴訟で、例えば母親がうつ病で、うつ病になると子をいらいらしてたたくこともあるという状態のときに、それを理由にして親権者を父親にしたが、高裁では、うつ病でいらいらして子をたたくこともあるかもしれないけれども、全体的な状況から見れば母親のほうが親権者として相当であるということで、一審の判断が覆されて返ってくる事件もあり、なかなかその辺が難しいところである。

- カウンセリングの勉強をしていて、そこで心理学の先生をお招きしてケース研究をしているが、とても未熟な親が多くなっているような印象がある。また、「この人は、境

界域ではないか。多少パーソナリティ障害の問題がある人ではないか。」というような先生のコメントがあったり、アスペルガーの人の事件が報告されたこともあり、性格の問題というより、精神障害をもつ人の事件がととも増えてきていると感じている。

それから、社会階層の問題であるが、さきほど家裁調査官から説明があったけれども、離婚を申し立てる人がどういう階層かということについては、本当に千差万別で、必ずしも低所得の人ではなく、学歴もあり、相当な地位の職業の人の割合がかなり多いのではないかと私は感じている。それで、社会階層が例えば親権者変更の理由になったり、面会交流をするときの判断材料になったりするかということについては、家裁調査官が意向や環境の調査、当事者からの事情の聴取などを、とても上手にされるので、やはり家裁調査官や裁判官を交えた評議の中で得られた全ての情報に基づいて、どうしていったらいいかということ判断していっているように思う。

● 幸いこの裁判所も精神科医に技官として勤務していただいているので、了解を得ている面接をしていただいたり、話を聞いてもらったりするという面では非常にスムーズにっていて、ありがたいことだと思っている。

○ 私はこのテーマをいただいたときに、今、自分の娘がこのまっただ中におり、調停も随分長くなっているが、もう終わるかなと思っているところで、何か今日参加するのがすごく興味もあるけれども、何か聞いたら怖いような気がして参加した。

実は、先ほど、家裁調査官から、子に直接出向いて意向を聞くということがあって、この中で、保育園や学校に出向いて状況調査するということがあったが、それは親に了解を得てとか、もちろん園とかにも了解を取るという方法でされるのかということが一つ。それからもう一つ、「大事なことから最後は裁判所で決めるけれども、君の気持ちも聞かせて欲しい。」というようなことで、「君の気持ちを聞かせて。」と言って得た結果と裁判所から出る判決の結果とは違うかもしれない、そういうときにどのような法の裁きをされるかということをお聞きしたいのと。あともう一つ、非行の関連のほうで、「自分が悪い子供だったからこんなふうにして親が離婚したんじゃないか。」という話があったけれども、私は今、保護司をさせていただいているが、これとは全く逆のケースが多くて、「親が離婚したから僕が悪くなったんや。」、「お父さんが女の人をつくってどっか出ていってしまったからこんななったんや。」という、逆のほうが多くて、私は、今どきこんな子がいるのかと思って、涙が出るくらいな気持ちで拝聴していたが、その辺のことと。あと、離婚された後の2割がプラスという、「確かにお母さんが明る



くなった。」ということですが、私の娘のほうはまだ結論は出ておらず、別居状態で、DVとまではいかないが、それに近いものがあったり、夫は離婚を了解しているが、夫の親が、孫ということで、なかなか子を離さないという、その辺でとても苦しまれるのと。あと、調停委員は頻繁に交替されるか。この辺がわからないが、ずっと前件が係属した調停委員がその都度配置されるのではなく、また最初から全て説明しないとイケないのかと。それも裁判所で決めると思うが、その辺のことをお伺いしたい。

○ 最後のところは、原則として前件を担当した家裁調査官や調停委員に、関連する事件は全部引き継ぐようにしているが、調停委員は高齢の方が比較的多く、一定の年齢になると退任されるので、そういうときは別の調停委員に新たに担当していただくことになる。期日表ということで、今日は当事者がこんな主張をして、こんな方向で調整をしようとしたという、経過を書いた書面が前の記録に残っている。それで新しく申し立てられた事件には、必ずその関連事件を添付して担当者のところに届くようになっているので、前の調停のときにどういう経過だったかということは引き継がれていくことにはなっている。そのほかの点については、家裁調査官のほうから説明させていただく。

● まず、園などに調査に伺うときには必ず当事者に了解を取った上で、あらかじめ当事者から直接園のほうに、「こういうふうには調査に行くのでよろしくお願いします。」ということをお願いさせていただく。園に調査に行ったときも、どちらの親権者がよいとか、会わせたほうがよいとかという意見は聞かない。むしろ、実際に何日登園しているのか、誰が送迎しているのか、連絡帳はきちっと書かれているかどうかなど、そういった事実だけを聞いている。というのは、園と子や親との関係は今後も続くので、調査することによって関係を壊してしまうと子に悪影響があるということもあるので、最終的には裁判所で判断すべき事項であり、基本的には事実だけを調査して、意見は聞かないという形に現在はなっている。

○ 「重要なことだから最後は裁判所で決めるけれども、君の気持ちも聞かせてほしい。」というようなことだったが、その場合に、裁判所で出る結論と子が思っていることが違うということはあるか。そういうときはどうするのか。

● 違う場合もある。調停中に片方の親が子を勝手に連れて行ってしまったような違法な奪取のケースもあり、また、子が嫌がっている理由は何かということも問題となる。いろいろなことを考慮した上で決定するので、子の意向そのままということではなく、違う場合もある。

- 自分が学校に勤めており、生活力があるから、別に養育費もなくてもいいということで解決が早いかと思っただけでも、もう3年越しで、とても長くて、先ほども子供というのは発達年齢が早くて、大人の1年と違って子供の1年というのはすごく長く、成長の過程とかが早いものだから、3年もかかったらどうなるのかなと思うぐらいである。
- 通常1年以上かかるような事件は少ないが、何か特別の事情があるのかもしれない。
- 家裁調査官にお聞きしたいが、調査報告書の調査官の意見欄が不開示であることの理由と、保育所や学校関係の調査結果が開示されない理由を教えてください。
- 家庭裁判所の調停及び審判は非訟手続なので、報告書の意見欄に記載されている内容、実情等については、開示はされていない。

これは京都家庭裁判所だけではなく、全国的に、同じ取り扱いがなされていると思われる。
- 保育所や学校における調査は開示されているか。
- 秘匿事項、つまり、開示しないで欲しいという要請があったり、DVの事件で住所を秘している場合などに、保育所や学校につながりそうな情報については開示しない、あるいは相手方からそれを隠した状態で情報をいただくといった扱いになっている。人訴でも問題があれば開示しないという取り決めもあるが、調査報告書でも、そういった理由で開示しない部分が一部ある。
- 他の家庭裁判所で家事事件を担当しているときに、やはり保育園などの情報に関しては、全部でなく一部を開示することが多かった。保護者が、不利な内容を情報として与えた保育園に対して、後でいろいろ言ってきたりして、保育園が困られたということがあったり、「前に変なことを書かれてえらいことになりました。」ということが、よそであった。」という話を聞いたりしたことがあるため、その後の保護者と園との信頼関係を損なうことがないように配慮をすることが必要になるので、裁判官と家裁調査官との間で、どういうところは開示して、どこは非開示にするかということ相当密に検討しながらやっていった。
- 先ほど〇〇委員から、「父親が女性をつくって家を出て行って両親が離婚したからこんなふうに非行に陥った。」という少年の話があったが、確かに離婚ということ自体も子にとって痛手だと思われるが、その後、父親が養育費も支払わず、会いに来るわけでもない放置したままというのに加え、母親にも新しい男性ができ、母親がその男性に夢中で、子はなおざりという子にとっては離婚が最も不幸な形で現れ、それが非行の原因

にもなるという面から言えば、両親が親権を争う子は幸せだというようなことも言えるかもしれない。

- 今の話にもあったように、確かに事件を起こす子の中には、両親が離婚して片方の親だけになっているというケースがかなりの割合あるような気がする。

そういう子は、一つは両親が離婚して母親に引き取られた形になったにしても、母親は仕事で家にいないから、余り子の教育ができないということになって、子が野放しになるのか、あるいは、自分が見放されているような感じになるという面もあるだろう。逆に、父親に引きとられたら、父親に別の女性ができて、自分は要らないような立場になって、それでやけっぱちになってしまうという面もあると思う。そういうケースが結構多いのではないかと思う。

- 子とすれば、父親と母親の離婚ということだけで大きな痛手になるとは思いますが、できるだけその痛手の少ないような形という意味ではアメリカやドイツのように、離婚したけれども両方が緊密に協力したり、共同して監護をしていくというのが望ましいし、今言ったような非行に陥るといっても防止できるかと思うが、なかなかそれが今の日本の現実の姿を見るととても難しいということかと思う。

- こういったケースで、子の福祉を第一に考えていろいろ悪戦苦闘しているということはよくわかった。そんな中で子の意思は非常に大事で、その意思を確認するためにもいろいろな苦勞をされているということだが、子の意思を確認するというのは、本当に難しいと思う

今のいじめや虐待でも、本人がそういう意思表示をできないというか、なかなかしないのに、それを受け取らなければならないことが大変難しい。しかも、ある一定期間の中で判断しなければいけない。そういう中で判断していくとなると、やはり、先ほど○委員からお話があったように、どこかで子をフォローというか息長く見つめているところがないと、本当にその1回の判断で済ませていいのかと感じざるを得ない。共同監護ということも聞いたけれども、我々マスコミの悪いところで、非常に特異なケースしか取り上げないためかもしれないが、最近の虐待等でも、だいたい離婚して再婚したり、内縁関係になって、それでいじめたり虐待したりというのがある。そのとき、離婚した前の夫はどうしているのだろうか、どういう形で子と関わっているのかというのをずっと疑問に思っていた。そういう意味で、子の交渉権、面会権なども、私は権利というよりも、やはり親である以上子を見守っていく責任とか義務とか、離婚したとはいえ、言っ

てみれば子の福祉を第一に置いた親の役割とか、親の責任をもう少しきちんと定めるなり考えていかなければいけないという感想を持っている。

離婚訴訟を見ると、どうも養育権とか権利の主張のし合いという感じを受けてしまう。やはり、共同監護とは少し違うかもしれないが、親としての子を見守っていく責任や義務のようなところから交渉権というか、面会権とかいうものをもう少し考えていってもよいのではないかと感じた。

- 確かに、共同監護までいなくても、月に1回でも親権者にならなかった親が子と会うという形にしておけば、あるいはああいう悲劇は防げたのかもしれない。面接の機会に子からのSOSを受け取ることができるという意味もある。
- 先ほど、家裁調査官の説明の中で事例を紹介いただいたが、この事例では、離婚訴訟の判決に反した状態のままにあるわけだが、その場合、判決をまた出し直すのか、このままの状況で違法のまま許すという形になるのか。
- 母親があきらめた場合には、判決が下りているけれども、強制執行までは求めずに見守るということになる。裁判所において、「子を引きせ。」という審判が出されるが、子は物ではない。そのため、審判が確定しても、直接強制、つまり、執行官が出向いて行って、相手方から子を取り上げて、渡すということはできないので、間接強制といって、引き渡しをしない期間について1日いくらの金額を支払えということを経るという間接強制が実務の主流で、そういう運用がされていた。しかし、数年前から、「直接強制ができないというのは不合理だ。」ということで、東京や大阪の裁判所のほうで、できるだけ直接の執行を行っていくという運用をするようになったところ、子が幼少であればうまくいった例もある。子が6歳、7歳くらいで、父親のところで長く生活しているような場合だと、執行官が泣く子を父親から引きはがすことは不可能で、執行不能とせざるを得ない。そこで、裁判所としては、現状が安定する前に、早期に審判を出すことが求められることになる。
- この事例は、母親は結局引き渡しを受けることをあきらめて終わっているが、母親があきらめなかったらどうなるのか。子の福祉を考えて出された結論であるにもかかわらず、母親があきらめて、父親のところにそのままいるということは、子の福祉に反する状態になっているということにならないか。権利者が、とにかく間接強制でも何でも強引に自分のほうに欲しいということで頑張った場合には、強制執行せざるを得ないようにも思う。子のためを考えて出された審判であるはずだが、このまま権利者があきらめ

れば、昔の大岡裁きで、子の手を引っ張って痛そうだからと離れたほうが本当の母親だというのがあったけれども、あきらめればそれで一応の解決がつくとしても、事実の追認という解決方法では、子の福祉とか裁判所の判断はどうなるのだろうということが気になる。

- 子の引き渡しを受けることをあきらめたというのは、これは、強制執行というのがなかなか難しく、最終的にはあきらめるほかないというようなことにもなりかねないということで、おそらくこの場合は、あきらめるのもやむを得ないということを家裁調査官なども了解した上であること。子の現在の状態では、母親が強制執行までする決断ができないので、その後、母親から子に会う機会を面接交渉などで再度申し立ててもらい、それによって子が少しずつ母親と接する機会をつくってあげながら、母親が自分の手元で子を養育したいと思われる場合には、そういう方向での道筋をつけようといった考慮があるのではないかと思われる。

本当は母親のところで養育するのがいいだろうという家裁調査官の思いがあったが、その母親が「自分はもう新しい人生を見つけた。子供にこだわってはい私が自分らしく生きられない。」と言い出して、「そうであればお母さんの意向を尊重しましょう。」というケースもあった。ただ、子が母親を求めていることは間違いないので、「もう少し時間がたった後、子供さんに声をかけるということは十分考えてあげてください。」ということ母親に伝えるよう、家裁調査官にお願いして事件は終わったということで、このケースそのものが、本当に子の引き渡しをあきらめた客観的な事件として存在したかどうかというのはわからない。

- 子の福祉というときに考えなければいけないのは、何が子の福祉になるのかというのは、時々刻々と変わる部分があるのではないかということである。決定したときには比較考量して母親か父親のいずれがよいという判断をしたとしても、やはり時間の重みが重要になってきて、今の監護をずっと継続してしまえば、それを引き離すことによるマイナス面とプラス面とを比較考量したときに、どちらがよくなるのかということが出てくる。そうすると、常に決定した時だけがすべて正しいということを言い続けていいのだろうかという疑問もあるのだと思う。

そうすると、今までの議論の中で、もう一つお聞きしたかったのは、委員の方々がお考えになっている子の福祉が、例えば昔と今は変わったのか変わっていないのかというあたり、もう少しご議論いただけないか。それを踏まえて家庭裁判所の工夫とかはい

かなものかということあたりの意見もお聞きしたいと思っている。

- そういうことで、民事の判決のように、「いついつ限りで幾らを支払え。」、支払わない限りは遅延損害金が発生していくというのとは少し違う面があるということである。

ただ、強制執行がその段階でできなかったからといって、ほかに手がないわけではなくて、子にどんどん接触していく、あるいは、面接交渉を申し立てるなど、そういう面では、家庭裁判所の事件は幾らでも申立てが可能である。民事の判決だといったん判決を言い渡してしまえば、既判力の関係で再度訴えを起こすことはだめで、もう済んだことになるが、家庭裁判所はいつまでもオープンで、その状況に応じた対応をしていくという面では、民事や刑事とは違う。

- 先ほど〇〇委員のお話を伺うまでは、私は家裁でいろいろ得た情報、家裁調査官が調べた情報の中で特異なケースは、行政の保健福祉関係の部署などに連絡して、地域で子を守るという在り方しかフォローしようがないのではないかと考えていた。

ただし、プライバシーの問題があり、多感な年齢のときに周りが自分のことを知っているのいいのかどうか、いろいろな問題はあると思うが、家庭裁判所で後のフォローなどということを考え出したら、とてもマンパワーが足りないし、そういう制度ではないと思う。これこそまさに個人情報で、漏らしていいのかどうかは別として、裁判官が判断して、この子の場合は地域で守ってあげないといけないというケースについての情報はそういうふうに伝達すべきではないかと思った。

いろいろな問題は多々あると思うが、このテーマで裁判所に期待することの裏側に、いろいろな保健福祉、子育て関係や片親支援といったものがあると思うが、行政は、後ろ盾がないと踏み込めない。すべて何か起こってから動くということになるので、司法がそこまで介入するのがよいかどうかは別として、そういう判断が必要になってくるのではないかなと思っている。

- 裁判所は、裁判、調停や審判などをする過程で、行政機関と連絡を取り合うということとは比較的少ないが、例えば母親あるいは父親が監護しているが非常に虐待の恐れがあるというような場合は、児童相談所と連携をとって、「こういう申し立てがあるがどうなっているのか。」と照会するとか、あるいは先ほど言ったように、保育所やそういった子が通っているところに行き事情を聞くなど、一定の連携をとるということになっている。

裁判所は確かに事件を受け付けて調停や審判などをするが、事件が終わってその後ど

うなったかを行政のようにずっと見ていくということはない。ただし、子に関しては、一度決めたことでも、その後何か状況が変わったということがあれば何度でも申立てを受けて、それなりの対応はするという形にはなっている。

- 冒頭に委員長が17パーセントしか父親が養育費を支払っていないということをおっしゃったと思うが、これは家庭裁判所が関わった中の件数か。それとも、一般のアンケートか何かをとられたのか。
- 一般のアンケートである。家庭裁判所に来た人たちはほぼ100パーセント近く、養育費を支払うような調停条項にしている。

ただ、17～8パーセントというのは厚生労働省が母子家庭について2003年秋に行ったアンケートの結果で、これには少し事情があって、母子家庭に支払われる児童扶養手当は、父親がきちんと養育費を支払っているようだと、一定の額を児童扶養手当から減額するという事になっているから、実際には養育費はもらっているが、児童扶養手当が減額されると嫌なので、「もらっていません。」と答えた分が少しは入っているかもしれない。しかし、それを考慮しても元の夫から養育費の支払いを受けていない比率が非常に多いということである。

- 今日のテーマの「親の紛争に巻き込まれた子の福祉と家庭裁判所の役割について」ということから言うと、既に何人かの委員から言われているとおり、何らかの形のフォローアップというか、家庭裁判所がフォローしていただくということがやはり必要ではないかというふうに思っている。

こういう問題は単に審判で、あるいは裁判で法律関係が抽象的に確定したということでは問題はなかなか現実には解決しないように思うし、その後の例えば面接交渉の問題についても、やはり家庭裁判所が何らかの形で関与していただくことができれば結構かと思っている。こういうパンフレットをつくっていただいているということもその一つで、結構だと思う。

裁判所の限界というか、司法機関としての限界というものはあるだろうが、ある程度は運用でもカバーできるのではないかと思っているので、何らかの形で進めていただけたらと思っている。

- 裁判所からお伺いしたいことの2番目の「裁判所の工夫は子の福祉につながっているか?」、あるいは3番目の「子の福祉の実現のために裁判所に期待することは?」ということに関係するが、〇〇委員から提出のあったアンケートの中に、「とにかく保全

処分を早く出してほしい！！」それだけです。3～4カ月以上かかっているケースを2つも体験しました。」とあるが、これはどのような事件のことなのか。例えば、妻が子連れで実家に帰ってしまったが、夫としては納得できないので、まだ夫婦だから夫のほうを監護者に指定して、子を引き渡せという仮処分が考えられる。あるいは、逆に妻が育てている子を、まだ夫婦関係にある夫が連れて行ってしまったので、母親を監護者に指定して、夫から母親に子を引き渡せという保全処分というのが考えられるが、具体的にはそのようなことなのか。

ただ、裁判所のほうで、今はとりあえず父親のところにいる、あるいは母親のところにいる子を、引き渡せというまでの強権発動をすると、そして、今の執行実務としてはそういう命令を出した以上は直接強制もするということを前提にして考えると、強権発動するにはそれなりの調査というか、子は今どういう状況なのだろうか、今の状況は子の福祉を明らかに害しているか、引き渡さないと子にとって非常に侵害が大きいのか、それで強制執行までできるかというところまで調査をすると、3、4か月かかってでもやむを得ないかという感じもする。

- 家裁調査官が調査をするときには、保全処分は基本的には緊急性を要するので調査も先に行うという形になっている。例えば子が虐待を受けているような場合には、緊急に、優先順位を先にして調査を行い、しかも1人でなく何人かの家裁調査官が担当することになる。しかし、とりあえず例えば、祖母たちがきちんと監護してくれているようなケースの場合には、やはりしっかりとした調査を行って、最終的な判断が確かなものになった段階で、保全処分及び本案の両方について結論を出すということになる。そのような形で緊急性を判断して、優先順位を付けながら調査を行っている。
- ○○委員提出のアンケートの2番目に「子供の面接交渉調停事件ができる限り迅速に行われるようお願いいたします。」「審判に移行した場合にも、迅速に審判が行われますようお願いいたします。」「家裁の標準ルールを示すことで、審判よりも、ケースバイケースで調停をした方がよいという意向が働きます。例外は、立証させる方法をとってください。」とあるが、これは、要するに面接交渉は家庭裁判所で月1回ぐらいが標準で、しかも、面接交渉というのは、よほどひどい父親とか、子にとって害があるような父親でない限りは、養育費も支払うかわりにきちんと面接交渉もする。それがあまり多いと子供迷惑だろうから、月1回ぐらい面接交渉をするようにしておけば、子に、もし、母親のほうで虐待とかネグレクトとかがあっても父親がそのSOSをキャッチで



きるのではないかということで、そういうルールがあるならそのルールに従って、例外的な事情がない限りはどんどん早く審判を出せという意味のように受け取れる。

ただ、面接交渉事件ができるだけ迅速に行われるようにというのが、面接交渉であっても、できるだけ実際に育ててる親、多くの場合は母親だが、母親のほうがやはり子を会わせることが必要だと納得して、子の心情も十分に配慮した上で、これなら大丈夫という判断や説得をしてから踏み切ろうという、やはり子の心情にもかかわる場合には、余り迅速にということで、申し立てられたらすぐに、例外事情が立証されない限りは審判で月1回と決めるのも、やや拙速な感じもするが、他の委員はどのようなお考えをお持ちなのか。○ やはり、ケース・バイ・ケースだと思っている。「早くやってください。」というのはよくわかるが、やはり時間をかけないと解決しない、時間が解決の大きなファクターになることもある。やはり人間だから、そう公式どおりに割り切れる問題ではないと思う。親の気持ちというのがあって、納得されるということが一番大事だし、子の気持ちを尊重するためには時間を要することがあるので、余り先を急いで変な結論になるよりは、時間をかけて解決しないといけないケースもあるのではないかと考えている。

- 弁護士会からの提案の趣旨と、家裁調査官の側でかなり違うのではないかとと思うところがあるので、御説明させていただく。

面接交渉を円滑に実施するために、裁判所は面接交渉を調停又は審判で決めるまでの間に、親に対して親教育をしている。調停や調査というのは面接交渉を円滑に実施できるまでの親に対する教育的な働きかけをしているというイメージで考えることができると思う。

当事者は、親が子の福祉、子のために何が必要かという視点になかなか立つことができず、別れた夫と妻という意識のレベルで争っている場合が多い。そこを、「あなたたちの恨みつらみはわかるけれども、親としてどうなの。」というふうに視点を変えさせなければいけないが、これは、恨みつらみが積もり重なっているので、なかなか時間がかかることは確かである。

その恨みつらみをきちんと整理せずに、「調停で面接交渉が決まりましたから、やってください。」と言うと、親同士が葛藤状態にある状態での面接交渉ということになり、それは、子にとっては最悪の状態だと思う。極めて激しいストレスの中に置かれたまま、子が会うという形になるから、余りそういう形は裁判所としてはとりたくないというふ

うに思う。そのため、裁判所としては、事件が終局すると、事件関係者と手が切れることになるから、できるだけ基盤整備等を行ったところで、それで調停を成立させ、「面接交渉をやりましょう。」というお膳立てをすることになる。

弁護士サイドの考え方は、調停を早く成立させて、アフターケアをすればいいではないかとお考えではないかなと思うが、法制度の関係からすると、アフターケアでやっていくというのは限界があるので、一定期間、基盤整備のために時間がかかるということは、〇〇委員の御意見同様やむを得ないかと考えている。

- アンケート3ページに「片親連れ去り症候群（PAS）に対する無理解と現状追認が子の福祉とする裁判実務など」とあるが、これは例えばけんかをして、妻のほうが出ていくときに、子連れれて行く。それは本当はけしからんことなのであると、こういう共同親権で共同監護の状態から勝手に片一方が子連れれて出て行くのはけしからんことなのだけれども、それが日本の社会では当然のように許されているという前提で、そういうときに、片親連れ去り症候群というのが子に発生するというような文脈にとれるが、こういう例を何かお聞きになったことはあるか。

- 今日初めて見て、そういう認識というものもあるのかと思った。

やはり、面会交流を通じて、その年齢の子にふさわしい成長を遂げさせてあげるということだから、面接交渉を月1回程度、何曜日の何時から何時までと決めても、子がその時間帯に本当に気持ちよく遊べるかどうかということが重要である。特に最近感じているのは、塾や稽古事などで結構ハードなスケジュールをこなしている子が多くて、だから面接交渉には応じられないというのがあるが、それはそこまで子にハードなのはいかがなものかという働きかけをしながら、その中で子が一番気持ちよく父親あるいは母親と「会っていいよ。」と言う局面はどこなのかということをお互いに検討していただきながら、また、「子供さんに楽しい時間を過ごさせてあげることが大切にしましょう。」と、元夫婦ではなく、父母としての観点から子に関わってもらうように働きかけをしながら帰着点を見出して初めて履行も実現すると思われる。それでなければ、強制執行何のそのということで、平気で、「会わせないと言ったら会わせないんだ。」というような結末も迎えるということになると思う。したがって、この片親連れ去り症候群というのがピンとこないというのが実感である。

- 〇〇委員が途中でおっしゃったのは、例えば月1回の面接交渉という、だいたい裁判所ではスタンダードなのは月1回ぐらいにしてるが、父親の側では「もっと頻繁に会

わせろ。毎週会わせろ。」という面接交渉の要求が出てきて紛糾することがあるけれども、子の立場に立つと、一定の学齢になると、子も、塾に行ったり、土日もいろいろな行事が入っていたりして、毎週父親の顔を見てもそんなにうれしくもない、かえって迷惑というか、子は子なりに忙しいということで、せいぜい月1回ぐらいがスタンダードではないかということか。

- 子の負担をやはり中心に考えて、本当に楽しく時間を過ごせるという時間帯を設定するという。それから、友達を大事にするというような年代に達してくると、「友達と約束事をしたとかいう場合は、柔軟に対応してください。」とお願いすると、臨機応変な対応が最も継続的な面接交渉を可能にすると考えられるので、やはり1か月に1回というのは先人の知恵かなと、最近思うことが多くあった。

- 面接交渉は親の都合で申し立てられることが多いが、こういう紛争に巻き込まれた事件については、子に代理人をつけたらどうかなどと主張している学者もいる。

また、家裁調査官が子の意向を聞いているが、さきほどの家裁調査官から説明があったように、1回や2回の面接で本当に子の意向というのがわかっているのかどうかとかいうところもあるし、本当に子をめぐる紛争で子の意向というのは、今の実務の中では、裁判所としてはやっているつもりだが、委員の方から見て、十分に反映されているのかというあたりについてのお考えをお聞きかせ願えればという趣旨である。

- 家裁調査官がいろいろ工夫して調査をされているのを拝見している。

子の代理人制度の研究がされていて、法律家、例えば弁護士が代理人になるという議論もあるようだが、弁護士は心理学的、社会学的な知識を十分持っているわけではない。

ただ、依頼者の利益のために活動するというのは、職務として常にやっているわけだし、また、法律的な面での紛争の代理人だから、そういう面では弁護士が適切なのかもしれない。しかし、子からの意見を聞き取る、気持ちを聞き取るというのは非常に難しいと思う。

それから、先ほど、家庭裁判所の手続の中で親を教育しているとおっしゃったが、早く結論が決まってしまうと家裁からは外れてしまって、家裁調査官の調査もなく、両当事者への働きかけもないから、考え方が変わるということはない。しかし、試行面接をしたり、いろいろなやりとりをしている中で、怒りもおさまってきたり、考え方も変わったり、子も成長したりするケースもあるので、ケース・バイ・ケースであるし、親教育をしていただいた事件もある。

ただ、親教育がしきれない事件もあり、それをどのように、どこがフォローしていくのかというのは非常に悩むところだ。家庭裁判所の果たしていただいている役割の中で、夫婦としてはやっていけないけれども、親としてのパートナーシップを持っていく方向に近づくように努力されていると思う。

- 先ほど〇〇委員から、結局最後は地域だというお話があり、別の委員からは、家庭裁判所には、限界があるよと。だから、フォローアップといっても、できることとできないことがあるということで、これは私もそうだと思う。最後は地域だと、地域でどうそれをカバーしていくかということじゃないかというふうにおっしゃっていたが、私も同感である。

プライバシーの問題はあると思うけれども、学校とか児童相談所だとか、行政の福祉部門、民生委員、警察等も含めて、やはり地域ぐるみでその子の育成を見てやるというような、そういう温かい地域の目というか、そういうものが育たないと、これはもう家庭裁判所だけにお任せしておくというのはとても無理なのではないかという気がした。

私も本当に何も勉強してなかったが、家裁調査官が非常にいろいろなことを考慮しながら一番よい方法を日夜見つけるべく努力いただいているというので、非常に感銘を受けた。そういう点でこれから我々もそういうことを放っておくのではなくて、やはり地域でそういうものを見つけて、そしてそれをどういう形で子の福祉を進めていくかというのが、我々に与えられた課題じゃないかという気がした。

- さきほどもお話したように、家庭裁判所ができることに限界はあるが、子に関する事件については、いったん事件が終わっても、また何か問題があれば次々にオープンに受け付けて一緒に考えていくというところなので、その点は御理解いただきたい。
- しかし、調停を申し立てるとか、また事件として起こさないといけない。そういうことを知らない人が多いのではないか。一回、調停などを経験されていたらそういうことはわかるかと思うけれども、一般の大多数の方は、本当に我々がこの家裁委員会に出てきた当時と同じレベルで、全くこういうことについて疎いと思うので、そういうことを一般の人にもPRしていただきたい。これはもう、やはり裁判所でやっていただかないといけないのではないかと思った。
- 面会交流についてうまくいかなかった場合にいきらめてしまう人が多いので、面会交流を決めるときに、「もしまた何か必要があれば申し立てできます。」ということをお願いいただけたら、会えなくなったりトラブルが起こったときに、申し立てしやすいの

ではないかと思う。一回裁判所でお世話になったら、あとは自分で処理しなければとあきらめている人が多いと思うので、ぜひとも調停成立のときなどに、言っていただけたらいいのではないかと思った。

- 一回離婚したが、気が変わったと言って来られても困るけれども、少なくとも子の監護に関する事件に関する限りは変動していくものだから、その時々に応じて、また困ったことが起こったら申し立ててくれれば、それはそれなりに対応していくという態勢であることは、裁判所のほうもできるだけ当事者にもそれが伝わるようにしていきたいと思う。

〇〇委員、本日が最後の家裁委員会だと思うが、本日のテーマに限らず、何か家庭裁判所に一言でも、こうしてはどうかというところなり何なりがあればご意見をちょうだいしたい。

- それでは、先ほど地域ということが出たので、学校保健のほうにも関与している関係上言わせてもらおうと、子というのは一日の大半の時間を学校で過ごしている。担任の教師及び保健室の養護教諭というのも、実は毎日会っていて、背景の家庭事情も察知しながら対応しているので、もし教員がここにおられたら全然学校の話が出ないのは不思議だと思うぐらいだと思う。

そういうことで、実は子をめぐって家裁調査官がいろいろ努力されている。加えて、司法には司法の役割があって、何でもやるわけにはいかないと思うので、そういうときにより妥当な決定を求めるという面と、子の福祉というのは、究極的な答えというのはだれにもわからない面があるかと思う。そうなった場合、決定があった後に関係者とお互いアクセスできる状態をとりあって、安定した生活、脱線せずに学生生活を終えられると思う。そういうのを可能にするような、例えば家裁調査官の動きの中にこういう領域も含めてもいいのではないかという議論であれば、現行の範囲内で可能な、より向上の仕方かなと思ったりもする。

家庭裁判所全体に関しては、やはり10年ぐらい前と比べると、学校教育の世界でもそうだが、昔は子の心の問題というと、非常に大事ではあるが、つい心理学的な問題ということだった。ところが実際文科省が調査すると、やはり精神医学的な問題というのが結構日常に起きていて、虐待も今急増しているけれども、そういうことを、人間諸科学の中に心理学、社会学、精神医学ということが入ることでより客観的に、より思い込みの少ない対応が可能になってきたと思うので、その動きは今後も司法の世界にどんど

ん入っていけばと思っている。少年事件では大分入り始めていると思うが、たぶん、家事事件でも一緒の部分があるのではないかと想像もしているので、そこを感想としてつけ加えさせていただいた。

- それでは、大体予定の時間も来たようなので、これで終わりということにさせていただきたいと思う。

次回は大体例年どおりだと、11月という予定だが、よろしいか。そういうことで、11月をめどに、後日庶務担当のほうから具体的な日程を調整させていただきたいと思う。

本日のテーマは少し範囲が狭く、わかりにくいテーマだったかもしれないが、次回、このようなことを家庭裁判所の運営について協議してはどうかというのが何かあるでしょうか。今、この場でなければ、また今後、委員会の議事録も、要約したものだが、お送りし、皆様に御連絡をさせていただくこともあると思うので、そういうときにでも次回にこういうことを議論してはどうかという御意見があれば、お聞かせいただければ幸いである。

きょうのテーマは、本当にさまざまな形態が家庭にも両親にも離婚の態様にもあって、なかなか一義的にこうしてはどうかと言にくいところもあったと思うが、皆さんの貴重なご意見を踏まえて運営をして参りたいと思う。

今後とも、家裁委員の皆さんには、引き続き裁判所の運営にご理解、ご支援をいただきますようお願いをいたしたい。

#### (4) 次回期日

次回委員会は、平成21年11月ころで日程調整することになった。

#### (5) 閉会